

採 点 結 果

審査項目	配点	委員	指定管理者の候補者	候補者以外の団体（成績順）		
			(一社)北海道消費者協会 (提案額:689,372千円)			
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	20	(小計)	17.50点	0.00点	0.00点	0.00点
① 施設の利用に当たり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	5	委員1	5.00点			
		委員2	5.00点			
		委員3	5.00点			
		委員4	2.50点			
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	(小計)	31.25点	0.00点	0.00点	0.00点
① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。 ② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	10	委員1	8.75点			
		委員2	8.75点			
		委員3	7.50点			
		委員4	6.25点			
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	80	(小計)	67.50点	0.00点	0.00点	0.00点
① 業務遂行に必要な人員の配置及び教育が充実していること。 ② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	20	委員1	20.00点			
		委員2	17.50点			
		委員3	15.00点			
		委員4	15.00点			
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	160	(小計)	155.00点	0.00点	0.00点	0.00点
① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。 ② 収支計画書の内容が適切であること。	40	委員1	40.00点			
		委員2	37.50点			
		委員3	37.50点			
		委員4	40.00点			
5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。	100	(小計)	73.75点	0.00点	0.00点	0.00点
① 消費者被害の救済の方策が実効性のあるものであること。 ② 消費者教育の推進の方策が実効性のあるものであること。 ③ 見守りネットワークの推進の方策が実効性のあるものであること。 ④ 消費者の安全・安心の確保の方策が実効性のあるものであること。	25	委員1	25.00点			
		委員2	21.25点			
		委員3	16.25点			
		委員4	11.25点			
各委員合計得点	100	委員1	98.75点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員2	90.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員3	81.25点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員4	75.00点	0.00点	0.00点	0.00点
最高得点をつけた委員数			4人	0人	0人	0人
全委員合計得点（500点満点）			345.00点	0.00点	0.00点	0.00点